送付先
宛　名

A

北海道からのお知らせ
Ｒ５肝炎（道制度）受給者証の更新申請について

北海道
保健福祉部健康安全局地域保健課

郵便番号　060-8588
札幌市中央区北３条西６丁目
電話大代表：011-231-4111

HOKKAIDO GOVERNMENT
KITA 3 JO, NISHI 6 CHONE, CHUO-KU
SAPPORO 060-8588 JAPAN
PHONE:011-231-4111

送付書類一覧

※　全て両面印刷しています。

A 更新申請のご案内（本紙）
B ウイルス性肝炎進行防止対策医療受給者証 有効期間更新申請書
C 更新申請に必要な書類の一覧、申請書等の記載例
D 重要なお知らせ

ウイルス性肝炎医療受給者証（道制度・緑色）の更新申請のご案内

現在お持ちの「ウイルス性肝炎医療受給者証」は令和５年９月 30 日で有効期間が満了となります。引き続き、医療費助成を希望される場合は，忘れずに道庁へ申請書を提出してください。

なお、提出に当たっては、あらかじめ主治医等とご相談ください。

※受給者証に有効期間の終期が令和５年９月 30 日と記載されている方が対象です。

更新申請書の受付期間

令和５年６月１日（木）～８月 31 日（木）

（留意事項）

１　令和５年８月 31 日までの消印等があるものを受付期間内に受理したものとします。

２　９月１日以降に受理した申請については、原則、有効期間内には受給者証を交付できません。（10 月１日以降に順次、受給者証を交付します。）

３　令和６年１月１日以降の申請は、新規の申請となり、取扱が異なります。

〈申請書の早期提出にご協力ください〉

更新申請の方法

北海道では、新型コロナウイルス感染症の影響により、保健所業務が逼迫している現状を踏まえ、令和４年度から全ての申請書類の提出先を道庁（本庁）に一元化しています。それに伴い、手続きは郵送等で行っていただくようお願いします。（提出いただいた書類は、原則、返却できませんので、必要に応じて、ご自分で控えをおとりください。）

※ 提出先（道庁）は、裏面の「申請先・お問い合わせ先」に記載しています。

※ 特別な事情などにより、郵送等での申請が困難な場合は、お問い合わせ先まで、まずは、電話でご相談ください。

申請先・お問い合わせ先

申請書と必要な書類を併せて次の申請先（道庁）まで郵送等で提出してください。

なお、不明な点につきましては、連絡先（道庁）に電話でお問い合わせください。

《北海道庁申請先・連絡先》

《住所》
〒060-8588
北海道札幌市中央区北３条西６丁目
北海道保健福祉部地域保健課難病対策係

《電話番号》

決定次第記載
複数回線を記載

郵送申請用の宛名

下記の点線で切り取り、封筒に貼り付けてご使用ください。

〒060-8588
北海道札幌市中央区北３条西６丁目
保健福祉部地域保健課　　行

更新申請書在中

※郵送等の事故の責任は負いかねますので、心配な方は、書留や配達記録等を利用してください。

受給者証の交付時期等

８月 31 日までに受理した申請

※申請書類に不備がない場合に限ります。

令和５年９月上旬～中旬にかけて発送

９月以降に受理した申請

※申請書類の不備が９月以降に解消された場合を含みます。

令和５年 10 月以降に発送

（受理から受給者証交付まで約２か月お時間をいただきます。）

留意事項

■切手を貼って郵送される場合は、郵便料金が不足しないよう注意してください。郵送料金が不足していると、返送される可能性がありますので、郵便料金が分からない場合は、郵便局等でご確認ください。（※８４円切手では料金が不足します。）

■必要書類の多くは、原本を提出していただきますので、控えが必要な方は、ご自分でコピーを取るなどしてください。

■同封の「D令和５年度ウイルス性肝炎更新申請に関する重要なお知らせ」にも申請に係る留意事項を記載していますので、必ずご確認ください。